

金井町地区 住所整理事業 について

町田市役所都市づくり部
土地利用調整課

1. 住所整理事業の概要

現在の住所は、土地の「**地番**」を用いて表示されており、長年の間に土地の分合筆や開発などにより、地番が順序良く並ばなくなり、わかりにくくなっています。

このような現状を改善するため、**市街化が進んだ地域**などから**住所整理事業**を実施しています。

住所整理事業は住所の番号が連続して並ぶように整理し、わかりやすくする事業です。

2012年に市街化の程度などの指標で住所整理事業を実施する区域を選定し、順に事業を進めてきた結果、2017年度から金井町地区に着手することになりました。



2. 住所整理事業の利点

住所整理を実施すると

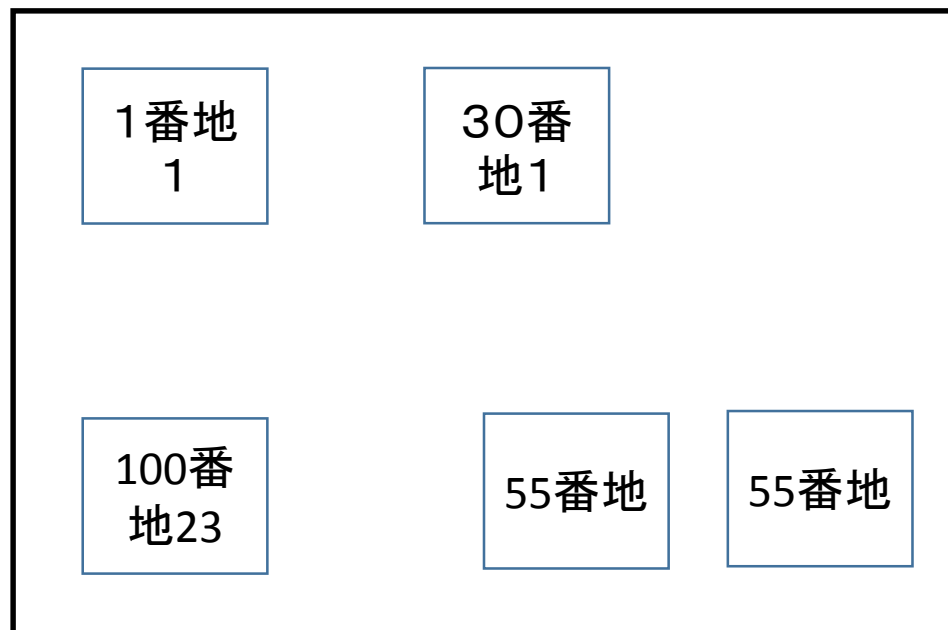
- 緊急時に通報する際、場所や建物の特定がしやすくなります。
- 救急車や消防車等の緊急車両が到着するまでの時間が短縮されます。
- 人に場所を聞かれた際、案内しやすくなります。
- 訪問者が目的の建物を探しやすくなります。



わかりやすい住所に！

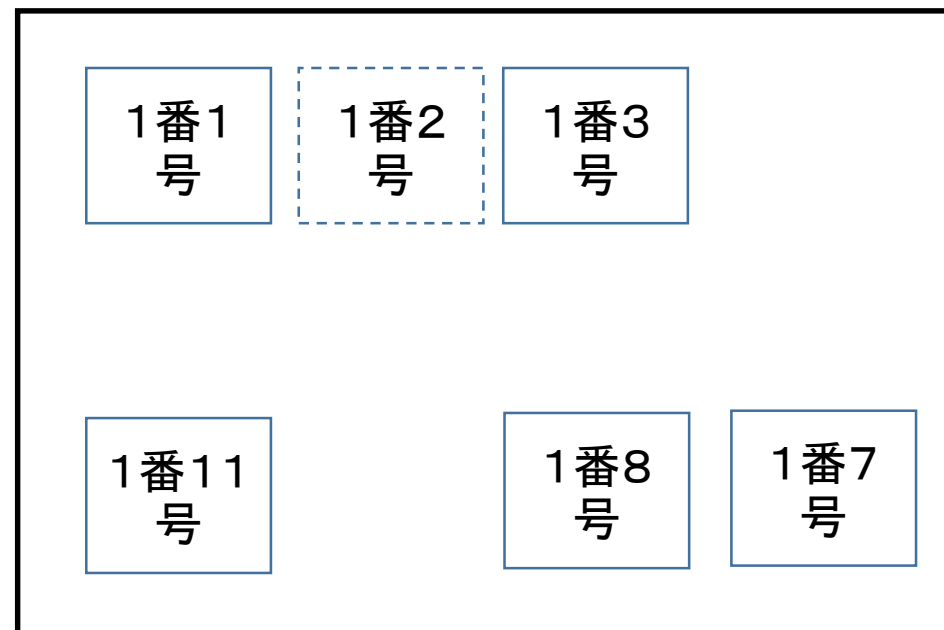
3. 住所整理事業の手法（住居表示）

事業実施前



- ・住所の番号が連続していない
- ・同じ番号の住所がある

事業実施後



- ・近くにある建物は近い番号の住所
- ・将来家が建つことを想定し、番号を確保している

4. 住居表示を実施するとどのように住所などが変わるか

住所の表し方

実施前

(例)町田市 金井町 1234番地56

実施後

(例)町田市 ○○一丁目 1番 1号

本籍の表し方

実施前

(例)町田市 金井町 1234番地56

実施後

(例)町田市 ○○一丁目1234番地56

不動産の表し方(登記上の表し方)

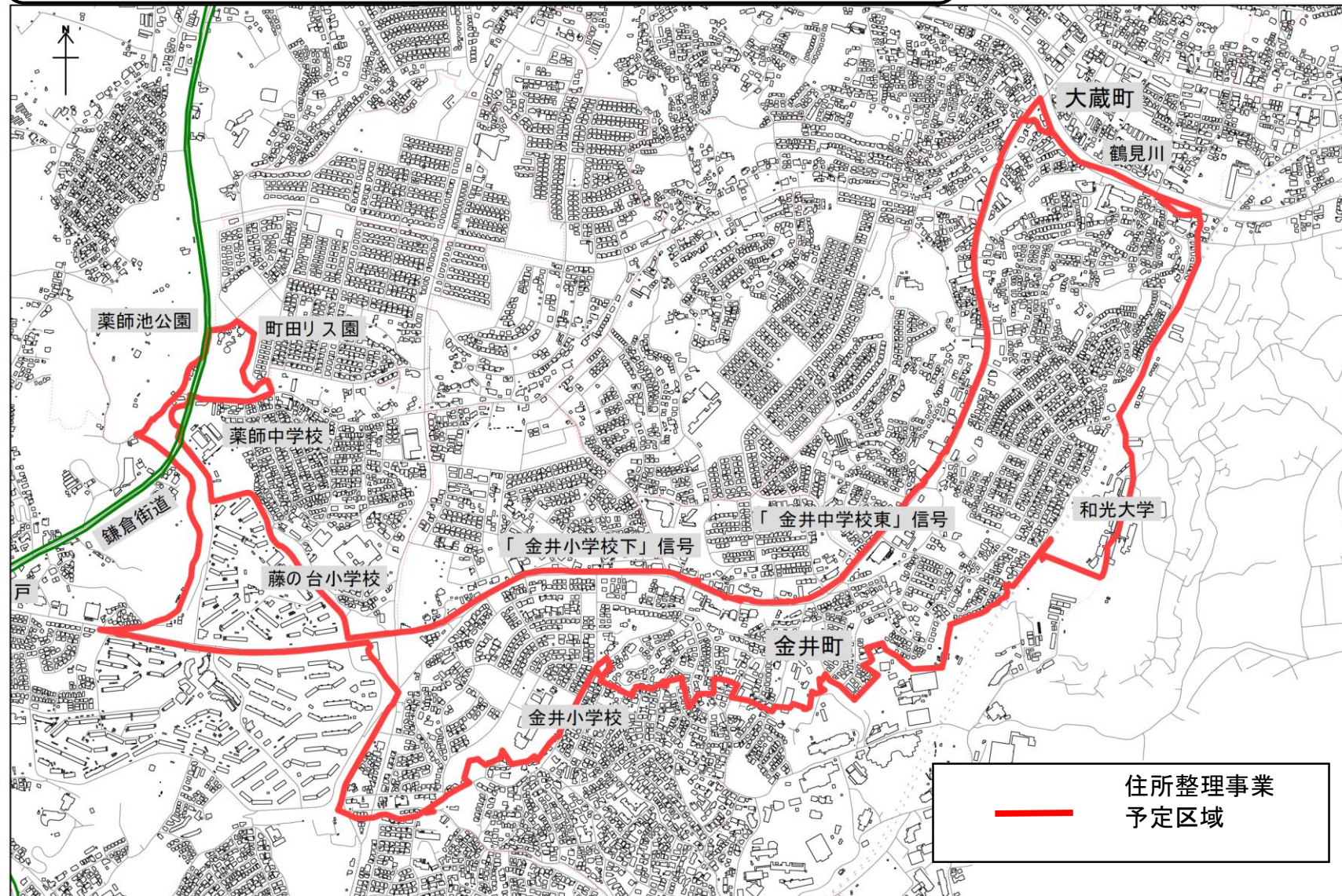
実施前

(例)町田市 金井町 字○号 1234番56

実施後

(例)町田市 ○○一丁目 1234番56

5. 住所整理実施予定区域



金井町全域
大蔵町の一部

6. 金井町の地番の現状

図 1

金井町全体の地番の流れ図

飛番や欠番を挟みながら大きく蛇行し、
西に向かって流れています。

例
金井町 1234番地56
親番 枝番

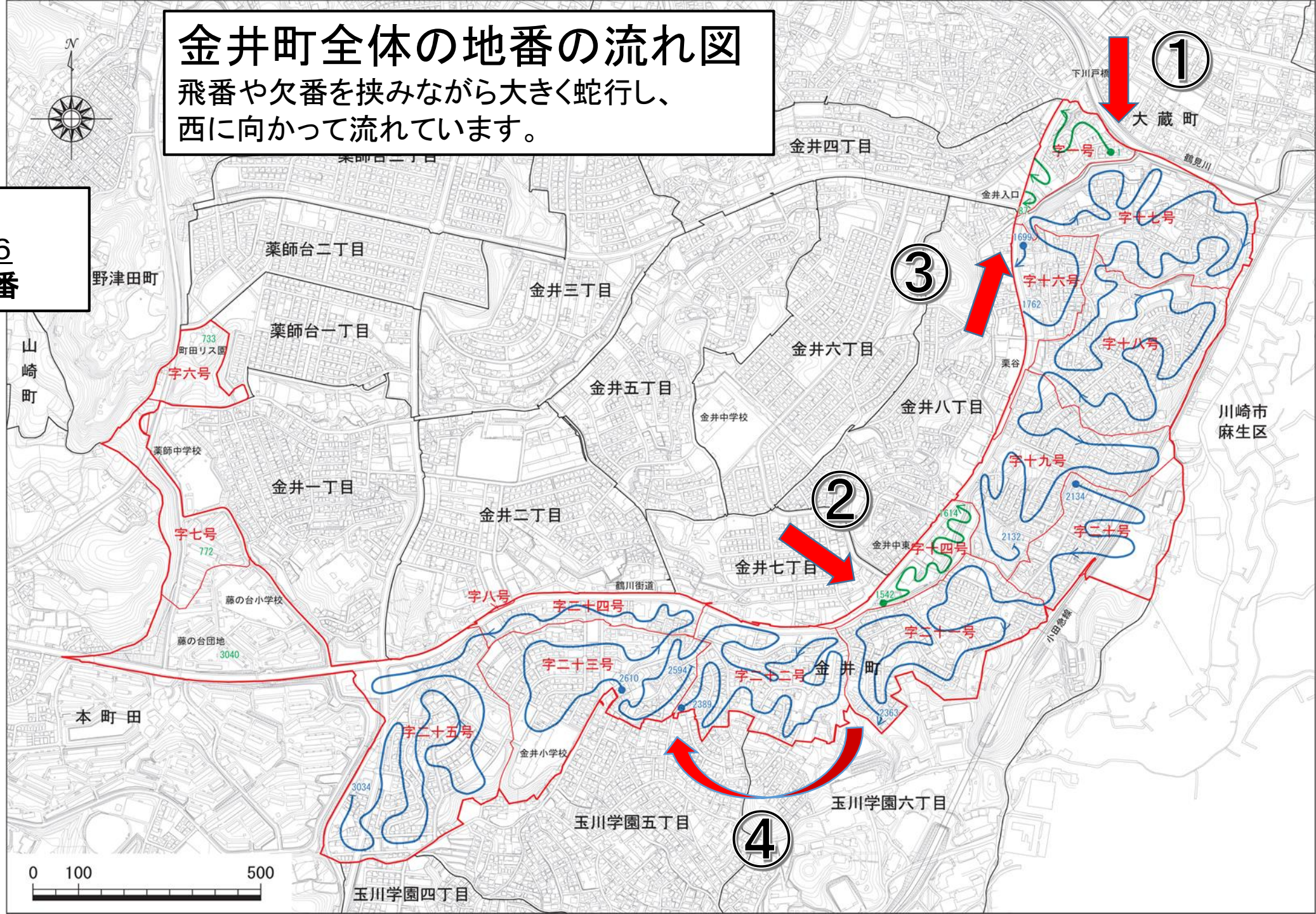
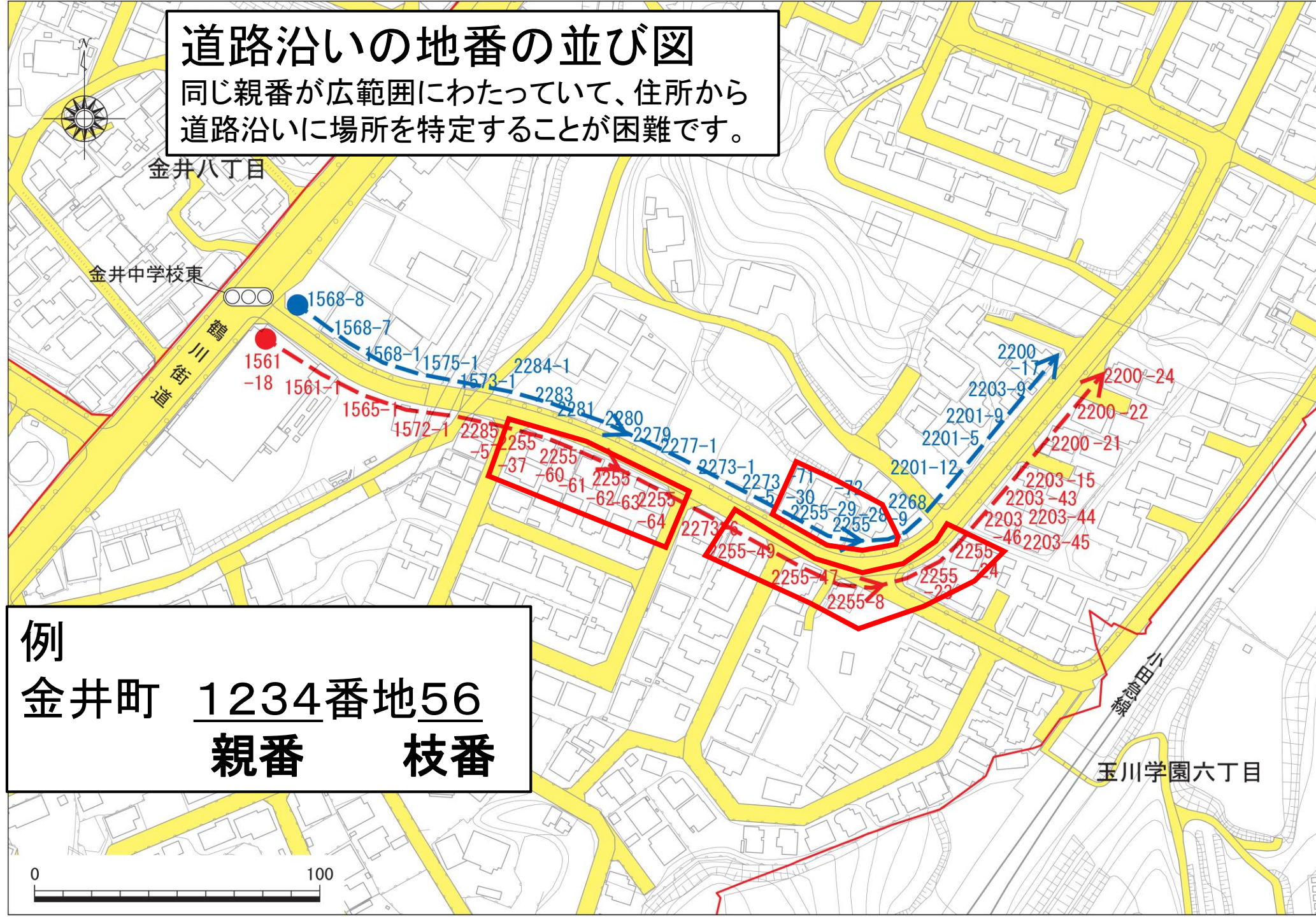


図 2

道路沿いの地番の並び図

同じ親番が広範囲にわたっていて、住所から道路沿いに場所を特定することが困難です。



例

金井町

1234番地56

親番

枝番



図 3

枝番の多い地番の枝番分布図
枝番が300以上あり、欠番や飛び番がみられます。

例
金井町 1234番地56
親番 枝番

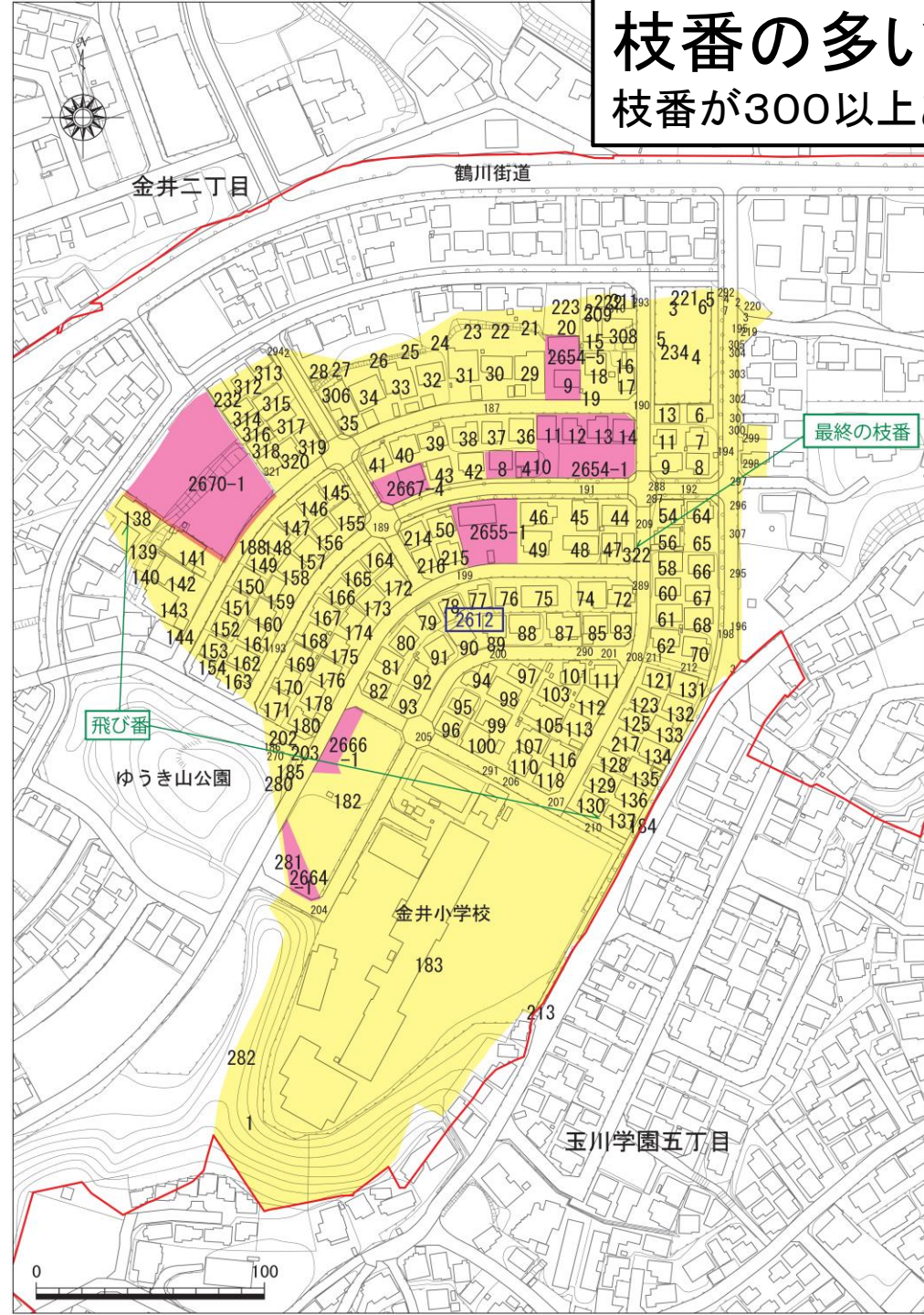
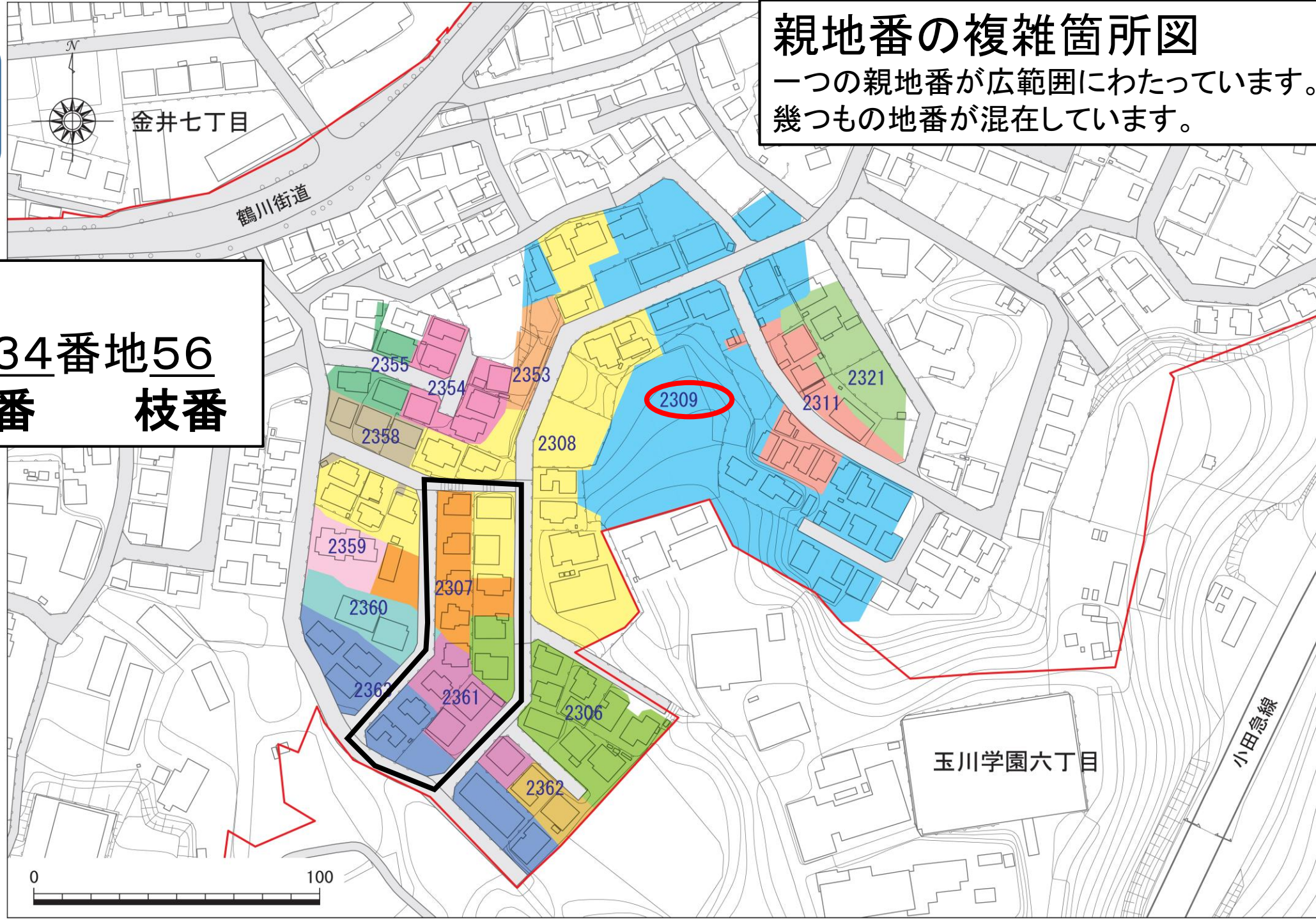


図 4

親地番の複雑箇所図

一つの親地番が広範囲にわたっています。
幾つもの地番が混在しています。

例
金井町 1234番地 56
親番 枝番



7. 住所整理事業実施の流れ（予定）

2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)
------------------	------------------	------------------	------------------

7
・
8
月

事前説明会

1
0
月



1
0
月

町田市町区域
の新設に
関する
市民懇談会
開催

一年間

2
月

町田市住居
表示整備審
議会開催

9
月

市議会

5
月
頃

新住所通知

6
・
7
月

手続き説明会

7
月

実施

★住所変更手続き

8. 住所整理に伴う手続き

みなさまに手続きしていただくもの（例）

自動車運転免許証

不動産登記簿

銀行口座

など

手続きが不要なもの（例）

住民票

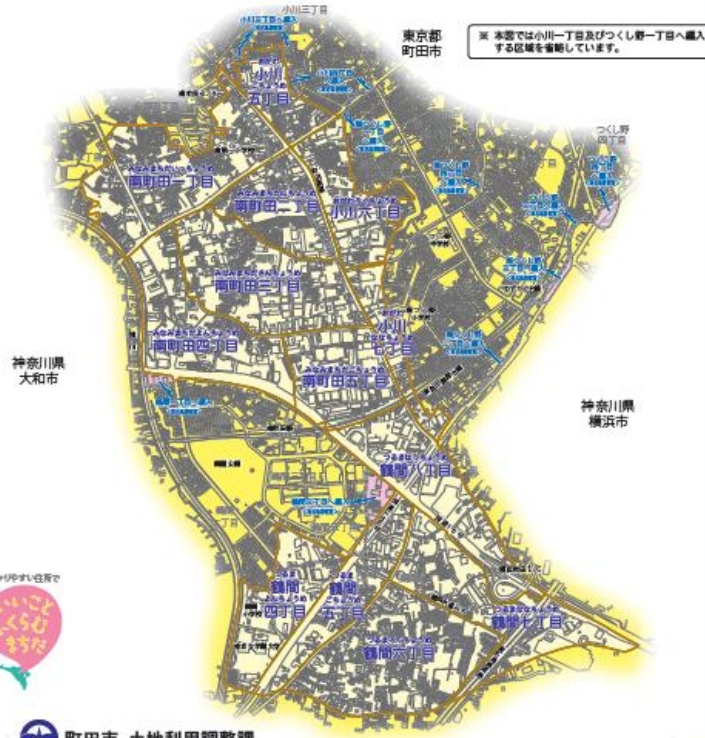
戸籍簿

印鑑登録（個人のもの）

など

住居表示実施に伴う 手続きのしおり

2016年7月18日から小川・鶴間地区の住所の表し方が変わります



町田市 土地利用調整課

住居表示の実施による 会社・法人などの変更登記の手引

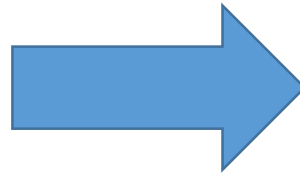
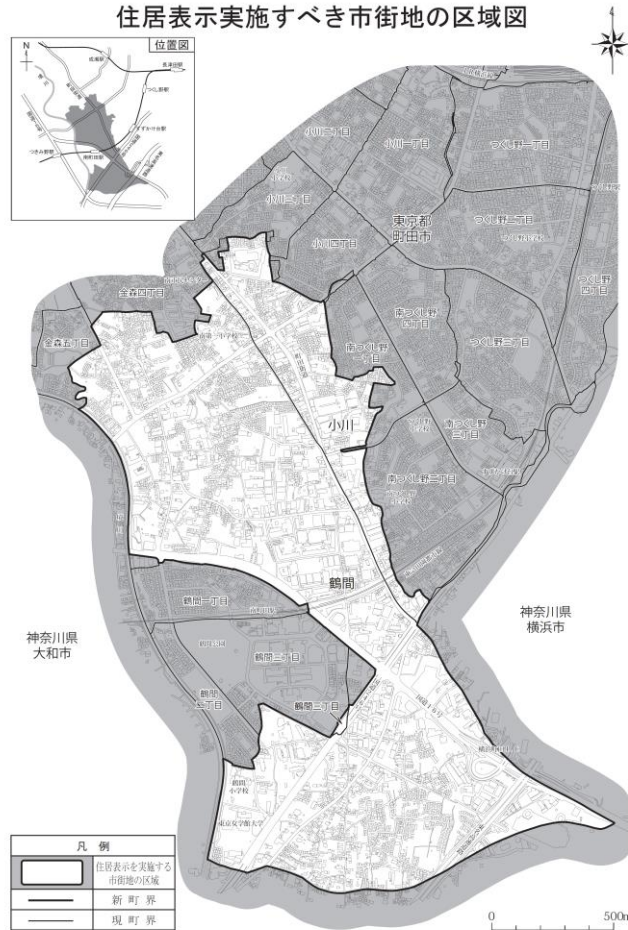


町田市 土地利用調整課

手続きが必要なもの、手続きが不要かについて、冊子にまとめたものを実施前にお届けします。(こちらは前回実施した小川・鶴間地区のものです。)

9. 「町田市町区域の新設に関する市民懇談会」の内容

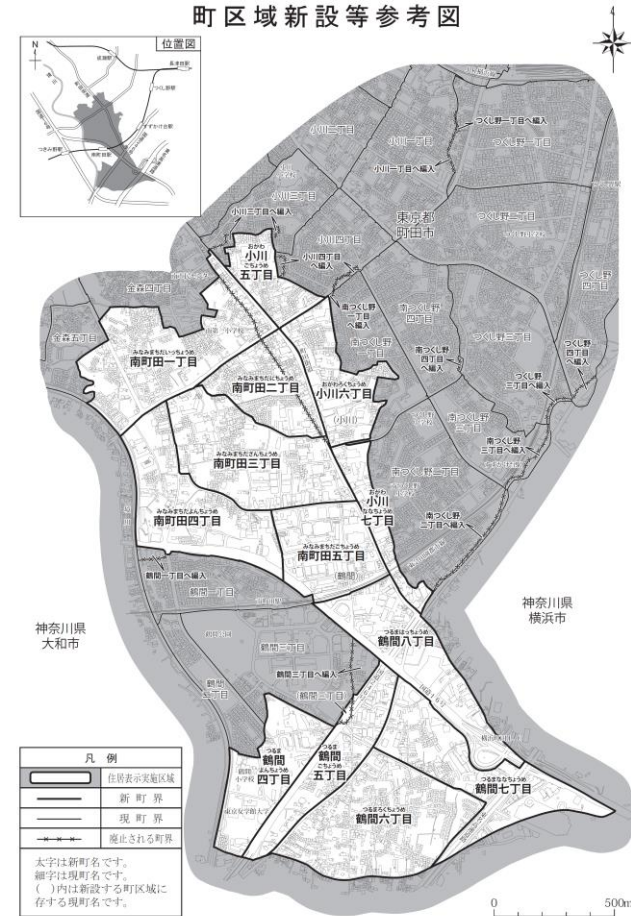
図 5



住所整理事業を実施する区域をどうするか

図 6

前回の例



実施する区域内をどう分けるか
分けた区域の町名をどのようにするか

市民懇談会の会員を公募します

募集期間8月1日から8月31日 募集人数10名以内

応募資格： 以下の(1)から(5)の全てに該当する方

- (1) 町田市金井町在住の個人または金井町に所在する法人の方
- (2) 18歳以上の方(2017年8月31日時点)
- (3) 他の審議会等の委員ではない方
- (4) 平日18時以降に開催する会議に出席できる方
- (5) 町田市の職員、町田市議会議員ではない方

11名以上の申し込みが
あった場合は抽選

申し込み方法：「申込書」と「応募理由書」(400字以内)

を8月31日までに土地利用調整課へ持参または
郵送(31日17時必着)

懇談会開催：2017年10月から2018年10月までの期間で
2か月に1回開催予定

報酬：なし



わかりやすい住所で



<住所整理事業担当窓口>

〒194－8520 町田市森野二丁目2番22号 8階804窓口

町田市役所 都市づくり部 土地利用調整課 土地利用係

電話：042－724－4254(直通)

Fax: 050－3161－6271